

青森県後期高齢者医療広域連合規約（抜粋）

（平成十九年一月二十六日青森県指令第百五十九号）

（広域連合の議会の組織）

第七条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、二十人とする。

2 広域連合議員は、関係市町村の長及び議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- 一 市長 五人
- 二 町村長 五人
- 三 市議会議員 五人
- 四 町村議会議員 五人

（広域連合議員の選挙の方法）

第八条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。

- 一 前条第二項第一号に掲げる者 すべて of 市長をもって組織する団体又は関係市町村（市に限る。）の長の総数の十分の一以上の者
- 二 前条第二項第二号に掲げる者 すべて of 町村長をもって組織する団体又は関係市町村（町村に限る。）の長の総数の十分の一以上の者
- 三 前条第二項第三号に掲げる者 すべて of 市議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村（市に限る。）の議員の定数の総数の十分の一以上の者
- 四 前条第二項第四号に掲げる者 すべて of 町村議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村（町村に限る。）の議員の

定数の総数の十分の一以上の者

2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があつた者のうちから、前条第二項第一号及び第三号に掲げる者にあつては各市議会、同項第二号及び第四号に掲げる者にあつては各町村議会において選挙するものとする。

3 各市町村議会における選挙については、地方自治法第百十八条第一項（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十五条の規定を準用する部分を除く。）の例による。

4 広域連合議員の当選人は、市議会における選挙についてはすべての市議会の、町村議会における選挙についてはすべての町村議会における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

（広域連合議員の任期）

第九条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の長又は議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町村の長又は議会の議員でなくなつたときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があつたとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

（広域連合の議会の議長及び副議長）

第十条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。